

第12回通常総会のお知らせ

第12回通常総会を、以下のとおり開催します。

日時：2015年9月5日（土曜日）13時より14時まで（予定）

場所： 別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ 小会議室2・3
（大分県別府市山の手町12番1号）

また、当日は、総会に引き続き、14時から17時まで、シンポジウム「遺贈寄付の可能性と専門家の果たすべき役割」を開催いたします。

シンポジウム終了後、懇親会も予定していますので、同封のちらしをご覧ください。

議題

- I. 2014年度事業・活動報告・・・P1～P20
- II. 2014年度決算報告・・・P21～P24
- （III. 監査報告書・・・P25）
- IV. 2015年度事業・活動計画・・・P26～P27
- V. 2015年度活動予算・・・P28～P29

今回の総会では審議事項はありません。

議題は、全て、定款により理事会の承認事項となっていますので、理事会承認となった内容をご報告いたします。

今回の総会で議決権を有する者は会員ですが、引き続き開催されるシンポジウムへの参加者を含め、会員以外の方にもオブザーバーとして総会に参加いただく予定です。

この資料は、総会当日に、ご持参願います。

I. 2014年度事業・活動報告

1、第12期（2014年7月1日から2015年6月30日まで）の事業方針及び事業計画は、以下のとおりである。

事業・活動方針	
1)	「NPO法人実務ハンドブック」を使い、全国各地で講座を行い、専門家の専門性の向上を目指す。
2)	NPO法人会計基準協議会での活動や、書籍などを通して、NPOの会計税務の課題解決のための提言や提案を行っていく。
3)	「NPO法人実務ハンドブック」の研修会を通して会員を始めとする専門家の相互交流の機会をつくる。
4)	事務局機能の一部を外注化し、事務局機能の強化を図る。

事業名	事業・活動計画
1) 普及啓発事業	<p>【NPO法人会計基準協議会との協働事業】 NPO法人会計基準協議会と協力し、NPO法人会計基準の改訂及び普及のための提言や提案を行っていく。</p> <p>【シンポジウム開催事業】 2014年9月6日、横浜にて「福祉系NPOの会計と税務」と題したシンポジウムを開催する。</p> <p>【WEBサイトの運営事業と電話相談事業】 「NPO会計税務サポートサイト」や「認定NPO法人への道」などのWEBサイトの運営を行っていく。また、北海道NPOサポートセンターの協力を得て、NPO会計担当者からの無料の電話相談にも継続して実施する。</p>
2) 出版事業	<p>【出版物の普及】 業務チェックリスト、NPO法人会計基準ハンドブック、NPO会計マニュアル、事例で学ぶ認定NPO法人の申請実務、NPO法人実務ハンドブックなどの出版物の普及を行う。</p>
3) 研修事業	<p>【NPO法人実務ハンドブック等の研修】 各地の会員や支援組織と協力して、「NPO法人実務ハンドブック」や「事例で学ぶ認定NPO法人の申請実務」を使い、全国で専門家向けの研修会を実施する。</p>
4) 政策提言事業	<p>NPOの制度、会計、収益事業や寄付控除に関する税制、NPOバンク等の市民金融や市民事業の育成に関する法制度などの制定・改定について、NPO法人会計基準協議会や全国NPOバンク連絡会などの団体と協働として、政策提言活動を行う。</p>

2、上記事業方針及び事業計画に対し、今期に実施した事業内容は以下のとおりである。
なお、各事業の事業費などについては、財務諸表の注記「2. 事業別損益の状況」に記載している。

1) 普及啓発事業

①【NPO法人会計基準協議会との協働事業】

NPO法人会計基準協議会の幹事世話団体として、協議会会員である全国の中間支援センターなどと協働して、協議会の運営に参画した。また、2015年4月からは、日本NPOセンターから交代して協議会事務局を担当することになった。
なお、NPO法人会計基準協議会では、2014年7月から2015年6月にかけて、主に以下の事業や活動を実施した。

◎内閣府と今後の普及に向けての協議

2014年8月4日、NPO法人会計基準協議会の事務局長の横田氏と日本NPOセンターの坂口氏と当会の協坂理事長の3名が内閣府に行き、NPO法人会計基準の現状について説明し、今後の普及活動について意見交換をした。

◎NPO法人会計基準協議会質問掲示板回答専門委員研修会

NPO法人会計基準協議会では、下記のホームページ上で「みんなで解決！質問掲示板」というコーナーを設けて、NPOの方からの会計基準の質問に答えている。

「みんなで解決！質問掲示板」

<http://www.npokaikkeiki.jun.jp/phpbb/viewforum.php?f=1>

そして、この質問掲示板の回答委員には、当会の会員も多く係わり質問の回答に対応している。

2014年9月5日、横浜市青少年育成センターにて、回答専門委員のNPO法人会計基準の理解を深めることを目的に研修会を開催し、NPO法人会計基準の普及やNPO法人の会計支援をされている当会の会員にも参加を呼び掛け、講師等も含めて24名が参加した。

その後、この研修の参加者のうち6名が新たに回答委員として登録された。

◎NPO法人会計基準委員会の開催

2014年10月30日に、FUKURACIA（フクラシア）東京ステーション（東京都千代田区）にて、第1回NPO法人会計基準委員会が開催され、以下の議題について議論された。

- ・委員長・委員及び事務局の紹介
- ・基準公表後の状況の共有化
- ・今後の委員会の運営方法
- ・その他

2015年4月13日に、TKP大手町ビジネスセンター（東京都千代田区）にて、第2回NPO法人会計基準委員会が開催され、以下の議題について議論された。

- ・会計基準委員会検討事項
- ・会計基準委員会の検討方法
- ・第2回会計基準委員会検討
- ・その他

なお、当日の議事録については、以下の協議会のホームページの「トピックス」の欄にて公開されている。

<http://www.npokaikkeiki.jun.jp/#tabbox>

◎NPO法人会計基準協議会総会の開催

2015年5月27日、TKP大手町ビジネスセンター（東京都千代田）にて、NPO法人会計基準協議会の定期総会が開催された。

■審議事項

- ・2014年度活動報告(案)および決算(案)について
- ・会計基準委員会委員の再任について
- ・その他

■報告事項

- ・2015年度活動計画および予算について
- ・その他

◎NPO法人会計基準委員会の各部会の開催

第2回NPO法人会計基準委員会での協議の結果、東京部会と関西部会が設置された。そして、2015年6月27日に、京都において、主に受取寄付の認識基準（クラウドファンディングなどの取扱いなど）をテーマとして、第1回の関西部会が開かれた。なお、第1回の東京部会は、2015年7月11日に東京にて開催される予定である。

当会においては、上記の諸活動の他にも、NPO法人会計基準協議会の運営に積極的に係わり、NPO法人会計基準の普及活動に取り組んだ。

②【シンポジウムの開催事業】

2014年9月6日（土）、横浜情報文化センター情文ホールにて「福祉系NPOの会計と税務～就労支援会計と収益事業の判定～」と題したシンポジウムを開催した。シンポジウムの概要は下記のとおりである。

- [主 催] 認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク
[共 催] NPO法人税理士による公益活動サポートセンター
[内 容] パネルディスカッション（14：30～17：00）

《パネリスト》

- 馬場 利明（税理士：東京都）
羽田野 了策（税理士：神奈川県）
岩永 清滋（公認会計士・税理士：兵庫県）
前島 治基（税理士：北海道）
川崎 清廣（税理士：長崎県）
勇上 礼良（NPO法人NPO人材開発機構：東京都）

[参加人数] 119名（内部関係者を含む）

[当日のシンポジウムの様子・資料等]

- 動画サイト：<https://www.youtube.com/watch?v=pNAjybapPko>

- 写真集サイト（NPO法人税理士による公益活動サポートセンター）：
<http://www.koueki-sc.jp/gallery/gallery.cgi?cno=18>

- 当日配布資料

<http://www.npoatpro.org/potal/modules/news/article.php?storyid=311>
（上記の資料をダウンロードする際にはパスワードの入力が必要です。
パスワードは当会事務局までお問い合わせください）

[パネルディスカッションの様子①]



[パネルディスカッションの様子②]



③【NPO会計税務サポートサイトの運営事業と電話相談事業】

◎NPO会計税務サポートサイトの運営

過年度から引き続きインターネット上の「NPO会計税務サポートサイト」にて、NPOの会計・税務に関する情報を提供した。

このNPO会計税務サポートサイトでは、「調べる」、「研修を受けたい」、「相談したい」、「各種ルール」の4つカテゴリーに区分し、NPO関係者が日常の会計処理や税務処理等に役立つ情報を提供している（一部、会員限定情報もある）。

《NPO会計税務サポートサイト：<http://www.npoatpro.org>》

なお、今年度のNPO会計税務サポートサイトの利用状況は下記のとおりであった。

●NPO会計税務サポートサイトアクセス数（前年対比）

	サポートサイト アクセス数 (今年度)	サポートサイト アクセス数 (前年度)	前年対比
7月	1,700	1,986	85%
8月	1,493	1,827	81%
9月	1,534	1,811	84%
10月	1,684	1,893	88%
11月	1,588	1,918	82%
12月	1,469	2,157	68%
1月	1,904	2,159	88%
2月	1,993	2,068	96%
3月	2,396	2,337	102%
4月	3,083	2,915	105%
5月	3,555	3,130	113%
6月	2,594	2,124	122%
合計	24,993	26,325	94%
月平均	2,082	2,193	94%

●今年度の7月から2月までは、前年度よりもアクセス件数は減少している一方で、3月から6月までの決算業務が多いと思われる月においては、前年度よりもアクセス件数が増加している。ただ、月平均では2,082件（前年2,193件）となり、前年度の94%程度に減少している。

●前年度と変わらず、このサイトの人気トップページ（アクセス数が最も多いページ）が「初心者向け会計税務Q&A」となっていることや、新規訪問者と再来者との比率が概ね8：2の比率なっていることから推測して、引き続きNPOの会計・税務に関する初心者向け情報提供サイトとしての役割やニーズを重視する必要性もあるものと思われる。

●今年度の検索キーワードとして、「NPO（法人） 資本金」というキーワードが多かった。出資型の非営利法人制度が話題になっていたことなどが要因になっていたのかは定かではないが、一般社団法人・財団法人等も含めて、NPO法人以外の非営利組織の法人形態についても関心が高まっているものと推測される。

●次年度においては、当会のウェブ上のコンテンツを全体的に見直し、より多くの利用者の利便性を高めていくような検討作業を行う予定である。

◎無料電話会計相談

過年度から引き続き「NPO会計税務サポートサイト」のトップページに「無料電話会計相談」のバナーを設け、NPOの会計初心者からの電話相談に対応した。

この「無料電話会計相談」は、インターネットで情報検索することなどが苦手なNPO関係者をサポートすることを目的に、2009年7月1日以降、月曜日の10時から12時まで、火曜日と金曜日の10時～17時までの時間帯において、NPO法人北海道NPOサポートセンター（札幌）の無償協力により実施している。

なお、今年度の相談件数は、概ね月に2～3件程度となっており、主な電話相談内容は以下のとおりである。

- 認定NPO法人の申請をする際、舞台公演のチケットをお寺などに送って招待するという行為は、4号基準（事業活動に関する基準）の宗教活動等を禁止する要件に該当するのか？
- NPO法人の事業の一部を営利法人に委譲することは可能か？また、その事業が軌道に乗るまで人件費等の資金を営利法人へ貸し付けることは可能か？
- 法人で受領した講師謝金の経理処理について
- 寄付等としてもらった金券を使って買い物をする際の経理処理について
- 財務諸表の注記（事業別損益の状況）について、事業所が8つあるが、金額が少ないところはまとめて表記してもよいか？
- 車をローンで購入した際の仕訳について
- 冷蔵庫を購入した場合、決算書のどこに記載すればいいか？
- NPO用の会計ソフトを使っているが、他のソフトでも問題ないか？
- 会費を払ってくれるか分からない人について、決算で未収金を計上すべきか？
- その他の事業として地域食堂を運営しているが、その事業の赤字分を特定非営利活動にかかる事業から補てんしても良いか？
- NPO法人は株式の配当を受け取っても良いのか？
- 予算は総会で決議することになっている。今年臨時で100万円程度の寄付をもらえることになった。その場合は臨時総会を開催してその使途を決める必要があるか？
- NPO法人で少人数私募債を発行することは可能か？
- 昨年度計上した特定資産を今年度に取り崩したいがその仕訳が分からない。
- これまで減価償却していない固定資産があったがそのままでも良いものか？
- 2重計上していた経費を修正するには？
- 未収の助成金も決算で受取助成金等に計上してもよいか？
- 昨年度まで会費と保険料を一括して会員より徴収していたが、今年から切り離し、保険加入は任意加入となった。昨年度までに前受けしている保険料と今年度に徴収した保険料をどのように区別して処理すればいいか？
- 理事長に家賃を支払ってもよいか？ただ、当初は未払いになっても問題ないか？
- 法人税は決算書のどこに計上すればよいか？
- 開発中の小規模なNPO向け簡易会計ソフトを監修してほしい。

その他、NPOの会計相談に関係ないものも数件あった。

また、NPO会計税務サポートサイトには、職業会計人からの相談や個別の税務相談には対応できない旨を掲載していると共に、税務上の判断を要するものは、税務署又は税理士に相談するよう旨を掲載しているが、その場で税理士などを紹介してほしいとの問い合わせがあった場合には、NPO会計税務専門家ネットワークの瀧谷事務局長の連絡先を教えて、税理士として個別に対応した相談も数件あった（すべて無料で対応）。

また、年間数件程度だが、NPOに精通した税理士等を紹介してほしいとか、NPOの会計・税務の講座の講師を紹介してほしいなどの問い合わせもあり、そのような依頼には、当サポートサイトの当会会員リスト（情報公開を同意している会員に限る）を紹介したり、担当地区の理事等と相談して対応した。

④【認定NPO法人への道の運営】

インターネット上の「認定NPO法人への道」のサイトの運営を通し、不特定多数のNPO関係者へ、NPOの会計・税務、認定NPO法人制度等に関する情報を提供すると共に、NPO関係者からの疑問や質問等にも個別に対応し、それらの情報をインターネット上で広く公開・共有した。

≪「認定NPO法人への道」：<http://npoga.jp>≫

この「認定NPO法人への道」は、主に「Q&A」、「報告・経緯」、「お役立ち情報」のメニューから構成されている。

「Q&A」では、さらに「NPOの会計」、「NPOの税務」、「認定NPO法人制度」の3つジャンルに分かれ、NPO関係者であれば誰でもいつでも無料で質問することができ、この質問に当会の会員等が無償で対応した。

なお、「NPO法人会計基準」に関する質問については、NPO法人会計基準協議会が運営する「みんなで使おう！NPO法人会計基準」のホームページにて対応するように心がけた。

「報告・経緯」では、NPO法人の会計・税務、認定NPO法人制度等に関して、所轄庁や税務当局とのやり取りの中で経験したこと、書類の作成などで苦労したことや上手くできたこと、税務署での課税の判断について納得したことや納得できなかったことなど、NPO関係者が自ら体験されたことなどを投稿してもらい、多くのNPO関係者間でその体験談等を共有した。

「お役立ち情報」では、当会や当会の会員等が独自で作成したNPOの会計・税務、認定NPO法人制度に関するコンテンツを提供したり、所轄庁やNPO等が提供する資料や情報等を紹介した。

◎今年度の主な「Q&A」の投稿内容（時系列）：

「NPOの会計」

- インターネットのホームページ上で、市民のクリックによって得る寄付は、寄付金か？それとも広告協賛金か？
- 補助金による建物の取得と新会計基準対応の仕方について
- 前年度の残余財産を定期預金にした場合の前期繰越について
- NPO法人設立前に受け取った会費の処理について
- 予想以上の寄付金が集まることで繰越正味財産額が支出の倍以上残ることがあった場合、何か問題になることはあるか？
- 認定NPO法人の「みなし寄附金」は、活動計算書上の費用に計上しておくべきか？
- 認定NPO法人の取得を目指して、「賛助会員会費」という形で一口3,000円の会費を設定しているが、ひとりの方が代表して複数人数分をまとめて振り込んできた場合、各自の寄付と証明するための書類や経理処理は？
- 理事長が生活しているマンションの一室をNPO法人の事務所として使用している場合、どのように家賃を按分したらいいか？

「NPOの税務」

- 地方公共団体から補助金によって施設を建設した場合の固定資産課税は？
- NPO法人が行う障害者福祉サービス事業の法人税課税について
- 講師に謝金を支払う際、受領した方が自ら確定申告するからというのであれば、法人側としてはそのままの金額（源泉しない額）を支払ってもいいのか？
- 機材購入のための助成金を受けた時の記帳方法について
- 青色申告にするのか白色申告でよいのか判断しかねている

- 任意団体への寄付金は、その代表者の資産と見られるのか？会計の役員を立て、通帳等を別管理していれば、個人の資産とは全く別のものと認められるか？
- 講演会等のイベントを、例えば500円程度の参加費をとり開催し、開催に係る費用を支払って若干の余りが出た場合、それは収益となって申告の義務があるのか？
- 講師への謝礼金を5千円～1万円程度支払う場合であっても源泉徴収の義務はあるのか？
- 助成金で車両を購入した場合の法人税申告書（別表）の記載方法について
- ある法人から委託事業として、親子を対象としたバス旅行・宿泊学習（心のケアが目的）を行っており、収益事業の請負にあたることを考え、実費弁償による事務処理の受託等の確認を税務署から受けている。
今後、この事業を継続し、参加費も徴収する場合、その参加費を雑収益として計上してもいいか？また、参加料を徴収し剰余金が生じた場合に、収益事業としてみられる可能性はあるか？
- ハンドマッサージを材料代のみで実施している。その他にもマッサージの講師もしている。その場合、収益事業の美容業に該当するか？

「認定NPO法人制度」

- PSTの実績判定期間について
- 特別代理人候補の選任について
- 第4期（H25.10.1～H26.9.30）に年間3,000円以上の寄付者数が100人以上となり、認定NPO法人の申請を検討している。認定NPO法人の申請にあたり、会計・事業年度（4.1～3.31）に変更しようと思っているが、この場合、第5期の事業年度がH26.10.1～H27.3.31となり6ヶ月間になるが、この期間に3,000円以上の寄付者数が100人以上となれば、PST要件をクリアーすることになるか？
- PSTの寄付者リストに、住所が勤務先しかわからない個人が混ざっていたが、他の方法（たとえば電話番号）などではダメなのか？
- 旧公益法人は、特定公益増進法人と同じ扱いになるのか？
- 2,500円でTシャツを販売した場合、1枚あたり1,000円だけを寄付としたところ、2,500円全額が寄付ではないと所轄庁から指摘された。
- 実績判定期間はH24年4月からH26年3月までで、H23年度に未収金をたてていた助成金が、H24年の活動計算書には反映していない。そのことで、活動計算書の合計金額と寄付金等の内訳が合わないのはなぜかと所轄庁から疑問に思われている。

◎今年度の主な「報告・経緯」の投稿内容（時系列）：

※今年度の新規の投稿はなかった

◎現在掲載している「お役立ち情報」の内容（今年度、新たに更新した情報はなかった）：

- ・特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き（内閣府）
- ・認定NPO法人制度の概要（内閣府）
- ・認定NPO法人制度とは（パワーポイント資料）
- ・認定NPO法人制度とは（動画）
- ・特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引きQ&A（内閣府）
- ・所轄庁一覧
- ・改正NPO法全文（平成24年4月1日以降施行分PDF）
- ・みんなで使おう！NPO法人会計基準
- ・NPO法人会計基準ハンドブック
- ・NPO法人会計基準みんなで解決質問掲示板

⑤【会員向けメーリングリストの運営】

主に会計・税務の専門家を対象とする当会の会員用メーリングリストにて、全国各地の会計税務の専門家や中間支援組織の担当者などが、現実に直面しているNPO関連の会計・税務の事例についての情報共有及び意見交換を行った。

◎今年度の主なメーリングリストの投稿内容（時系列）

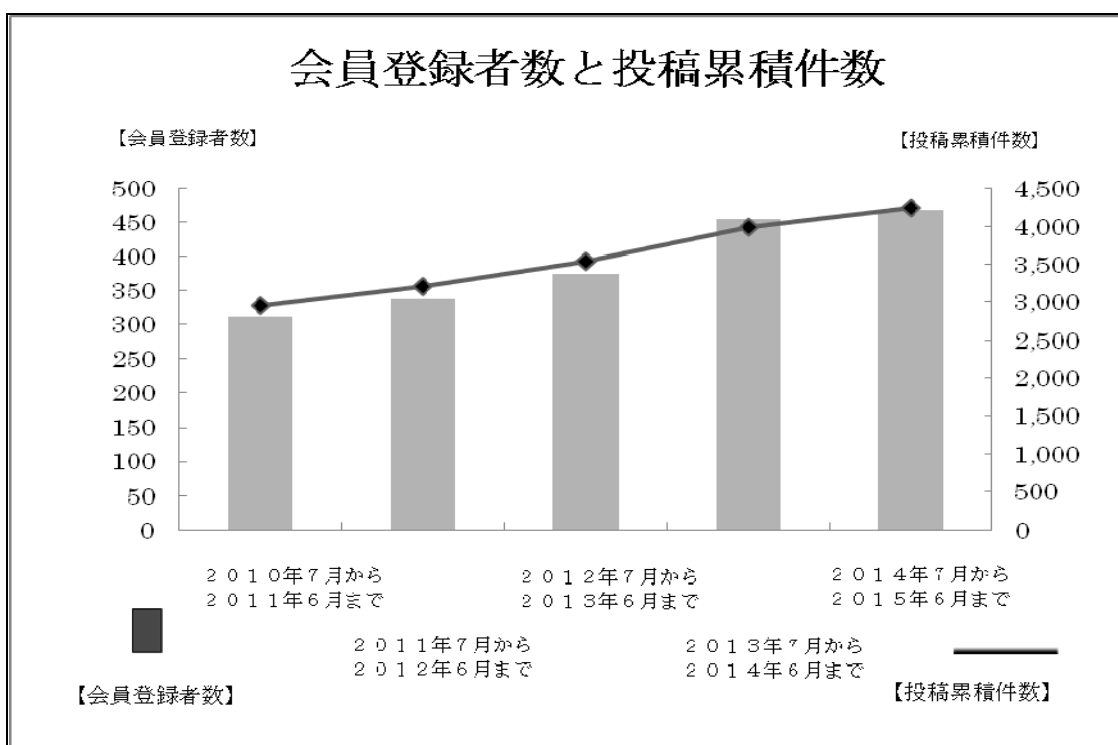
- 「NPO法人実務ハンドブック」の記述内容の訂正のお知らせ
- 「NPO法人実務ハンドブック」P.214・215について（法基通15-2-12）
- NPO法人の債務免除益について（法人税の課税対象とはならないか？）
- 平成27年度税制改正について（公益法人課税等の見直しについて）
- 認定NPOの要件について（続報：政治資金パーティーに参加した際の領収書1枚（1万円）を理由に、認定の取り下げを求められた事例）
- NPO代表者に対する社会保険加入について
- 寄附物品販売の消費税簡易課税区分について（消費税簡易課税区分を第二種事業として申告していたところ税務調査で第四種事業だと修正申告を懲罰された事例）
- みなし譲渡について（納税義務者はどうなるのか？）
- NPOに信用保証（中小企業信用保険法の改正案を来年の通常国会に提出）
- 託児事業は収益事業に該当するか？（継続性の要件等について）
- 理事が遺贈から報酬を受け取る場合に、NPO法で禁止される利益の分配に抵触する恐れはないか？
- 認定申請の現地調査時の書類の不備について
- 事業年度等の件（法人税法14条に「みなし事業年度」の規定の適用について）
- 一般社団法人の基金へ拠出時の課税について
- NPO法人の利益相反行為について（NPO法人Aが所有する車両をNPO法人Bへ市場価格を参考にして売却した場合において、双方の法人の理事長が同一人物である場合、当該行為は利益相反行為に該当するか？）
- 寄附金控除の対象となる寄附金の用途について（一般寄附金や管理費に充当することは対象外との指導を受けた事例）
- 地方創生へ新法人制度（ローカルマネジメント法人）について
- 障害者福祉サービスについての収益事業課税（国税庁の回答報告）
- 日本政策金融公庫の融資についての報告
- 自動車税自動車取得税の減免について
- 第2種社会福祉事業の定義（小規模保育事業と病児保育事業が第2種社会福祉事業の定義に平成27年4月1日より加わります）
- 障害者総合支援法の地域生活支援サービスの消費税について
- 理事会の開催形態（「電話会議形式（TV会議、Skype等も含む）」とすることは可能か？）
- 自立支援＝請負業？
- 自立準備ホームは収益事業に該当するか？
- サービス付き高齢者向け住宅の生活支援費の収益事業区分について
- 納税証明の件（認定NPOの申請に必要な納税証明の取得の件）
- 休眠預金口座についてのパブコメ
- 公益法人の会計ソフトについて

※その他、セミナー情報や事務連絡や新会員からの自己紹介等も数多くあった。

◎会員登録者数及び投稿件数の状況

直近5年間のメーリングリストの利用状況は下記のとおりである。

事業年度	会員登録者数		投稿件数	
	年間増減数	年度末累計数	年間増加数	年度末累計数
2009年7月から2010年6月まで	-15	300	276	2,712
2010年7月から2011年6月まで	12	312	237	2,949
2011年7月から2012年6月まで	26	338	266	3,215
2012年7月から2013年6月まで	37	375	327	3,542
2013年7月から2014年6月まで	80	455	441	3,983
2014年7月から2015年6月まで	13	468	257	4,240



(注1) 上記会員登録者数には、会費免除者（顧問など）5名を含むが、仮登録者（会員登録手続き中の者）は含まない。

(注2) 上記投稿累積件数には、セミナー情報や事務連絡や新会員の自己紹介や削除済の投稿なども含む

⑥【会員向けの郵送による資料提供】

会員への総会資料発送時に、2013年に作成した、当会の過去10年間のメーリングリストの投稿をまとめた冊子「メーリングリスト10年の軌跡」を同封し、NPO関連の会計・税務・金融制度等についての情報を提供した。

特に最近入会した会員においては、これまで当会の会員間でどのような議論が行われたのかを把握できることになったと共に、この冊子の入手を希望して入会した会員も多くいたものと思われる。

⑦【ファンドレイジング日本・2015」に協賛】

2015年2月14日・15日に開催された第6回目ファンドレイジング大会「ファンドレイジング日本・2015」に協賛団体として参加・協力し、当会の活動等について広報活動を行った。

2) 出版事業

【「税理士・公認会計士必携 NPO法人実務ハンドブック」の訂正・編集】

◎「NPO法人実務ハンドブック」の一部訂正

2014年3月に清文社より発刊した当ハンドブックについて、内容に一部誤りがあるのではないかと指摘を受け、その内容の検証作業を行い、2014年11月発行の第3刷版にて、以下の通り訂正することになった。

訂正箇所	訂正後	訂正前
155 ページ 下から5行目～最終行	ただし、この規定はNPO法人には適用がありません。法人税は申告期限の延長の適用がありますが、消費税はありません。	NPO法人は、NPO法第28条（事業報告書等の備置き等及び閲覧）において「NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に都道府県または指定都市の条例で定めるところにより事業報告書等を作成し、これらを翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない」とされていますので、申告期限の延長を申請することができます（消法60⑧）。
171 ページ 下から8行目	イ. 課税仕入れ等のみを使用される特定収入に係る税額： $(a + b + c) \times 4/105 *$	イ. 課税仕入れ等のみを使用される特定収入に係る税額： $(a + b) \times 4/105 *$
172 ページ 上から12行目	$(a + b + c) \times 4/105 * \times$ 課税売上割合	$(a + b) \times 4/105 * \times$ 課税売上割合
172 ページ 上から15～17行目	(削除)	(注) 非課税売上にのみ使われる課税仕入等に充当される部分(c)については、特例計算前の課税仕入等の税額の計算において課税売上割合によりすでに考慮されているため、特例計算では考慮する必要がありません。
187 ページ ＜簡易課税の場合の業種判定の例＞ 第1種：卸売業	(削除)	「使用済み切手や牛乳パックの事業者への売上」
187 ページ ＜簡易課税の場合の業種判定の例＞ 第2種：小売業	(削除)	「バザー」

◎「NPO法人実務ハンドブック」の改訂編集会議

2015年4月12日、アカデミー千石（東京都文京区）にて、今後の改訂版発行に向けて議論した。

3) 研修事業

①【NPO法人実務ハンドブック研修】

◎「NPO法人実務ハンドブック」事前研修会（東京）

今年度各地で実施を予定している「NPO法人実務ハンドブック研修」について、講師予定者や開催関係団体の関係者等を対象に事前研修を下記の通り開催した。

■日 時：2014年7月12日（土）13時～18時30分

■場 所：アカデミー茗台学習室A（東京都文京区）

■参加人数：33名

<内 容>

	<講 師>
●受講上の注意事項ほか	馬場 利明（理事）
●就労支援事業会計とNPO法人会計基準（第3章）	岩永 清滋（理事） 前島 治基（会員）
●NPO法人の消費税（第4章）	田村 ちひろ（理事）
●NPO法人の法人税：収益事業課税（第5章）	馬場 利明（理事）
●NPO法人の法人税：その他（第6章）	矢崎 芽生（理事）
●その他の税金（第7章）	橋本 俊也（理事）
●全体まとめ、今後の研修会について	脇坂 誠也（理事長）

◎札幌会場

<NPO法人とは（第1章）、NPO法人の会計（第2章）>

■日 時：2015年1月22日（水）18時～20時30分

■場 所：札幌学院大学社会連携センター

■講 師：瀧谷和隆（税理士・NPO会計税務専門家ネットワーク理事）

■参加人数：24名

■主 催：エーピーアイ・ジャパン、（公財）北海道地域活動振興協会

■協力団体：NPO会計税務専門家ネットワーク、
北海道NPOサポートセンター

<就労支援事業会計とNPO法人会計基準（第3章）>

■日 時：2015年1月29日（水）18時～20時30分

■場 所：札幌学院大学社会連携センター

■講 師：前島治基（税理士・NPO会計税務専門家ネットワーク会員）

■参加人数：28名

■主 催：エーピーアイ・ジャパン、（公財）北海道地域活動振興協会

■協力団体：NPO会計税務専門家ネットワーク、
北海道NPOサポートセンター

<NPO法人の消費税（第4章）>

■日 時：2015年2月5日（水）18時～20時30分

■場 所：札幌学院大学社会連携センター

■講 師：脇坂誠也（税理士・NPO会計税務専門家ネットワーク理事長）

■参加人数：24名

■主 催：エーピーアイ・ジャパン、（公財）北海道地域活動振興協会

■協力団体：NPO会計税務専門家ネットワーク、
北海道NPOサポートセンター

<NPO法人の法人税～収益事業課税～（第5章）>

■日 時：2015年2月12日（水）18時～20時30分

■場 所：札幌学院大学社会連携センター

■講 師：馬場利明（税理士・NPO会計税務専門家ネットワーク理事）

■参加人数：27名

- 主 催：エーピーアイ・ジャパン、（公財）北海道地域活動振興協会
- 協力団体：NPO会計税務専門家ネットワーク、
北海道NPOサポートセンター

<NPO法人の法人税～申告書の作成等～（第6章）、
NPO法人のその他の税金（第7章）>

- 日 時：2015年2月19日（水）18時～20時30分
- 場 所：札幌学院大学社会連携センター
- 講 師：橋本俊也（税理士・NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：25名
- 主 催：エーピーアイ・ジャパン、（公財）北海道地域活動振興協会
- 協力団体：NPO会計税務専門家ネットワーク、
北海道NPOサポートセンター

◎仙台会場

<NPO法人の税務>

- 日 時：2015年1月28日（水）13時30分～16時30分
- 場 所：みやぎNPOプラザ（仙台市）
- 講 師：馬場利明（税理士、NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：14名
- 主 催：NPO会計税務専門家ネットワーク

◎東京会場

<NPO法人とは（一般社団法人・一般財団法人との比較を通して）>

- 日 時：2014年10月6日（月）18時30分～20時30分
- 場 所：麹町区民館（東京都千代田区）
- 講 師：脇坂誠也（税理士、NPO会計税務専門家ネットワーク理事長）
- 参加人数：20名
- 主 催：NPO支援東京会議

<NPO法人の会計について>

- 日 時：2014年11月5日（水）18時30分～20時30分
- 場 所：麹町区民館（東京都千代田区）
- 講 師：深谷豊（公認会計士・税理士、NPO支援東京会議運営会員、
NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：13名
- 主 催：NPO支援東京会議

<NPO法人の収益事業課税について>

- 日 時：2014年12月4日（木）18時30分～20時30分
- 場 所：麹町区民館（東京都千代田区）
- 講 師：馬場利明（税理士、社会保険労務士、NPO支援東京会議副会長、
NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：16名
- 主 催：NPO支援東京会議

<NPO法人の消費税>

- 日 時：2015年3月26日（木）18時30分～20時30分
- 場 所：麹町区民館（東京都千代田区）
- 講 師：奥田よし子（税理士、東京都福祉サービス第三者評価・評価者、
NPO会計税務専門家ネットワーク理事）

- 参加人数：22名
- 主催：NPO支援東京会議

<NPO法人の申告書作成実務とディスカッション>

- 日時：2015年4月21日（火）18時30分～20時30分
- 場所：麹町区民館（東京都千代田区）
- 講師：矢崎芽生（税理士、公認会計士、NPO支援東京会議運営会員
NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：14名
- 主催：NPO支援東京会議

<NPO法人のための業務チェックリストについて>

- 日時：2015年6月5日（金）18時30分～20時30分
- 場所：ちよだプラットフォーム（東京都千代田区）
- 講師：馬場利明（税理士、社会保険労務士、NPO支援東京会議副会長、
NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：25名
- 主催：NPO支援東京会議

◎大阪会場

<収益事業判定の勉強会>

- 日時：2014年11月19日（水）18時～21時
- 場所：大阪ボランティア協会
- 講師：馬場利明（税理士・NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：12名
- 主催：関西NPO会計税務研究会
- 共催：NPO会計税務専門家ネットワーク、NPO会計支援センター

◎広島会場

<NPO法人の税務>

- 日時：2014年11月19日（水）13時～16時
- 場所：県民文化センター内サテライトキャンパスひろしま（広島市）
- 講師：馬場利明（税理士、NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：39名
- 主催：NPO会計税務専門家ネットワーク

<就労支援会計とNPO法人会計基準>

- 日時：2015年1月13日（火）13時～16時
- 場所：中国税理士会館（広島市）
- 講師：前島冶基（税理士、NPO会計税務専門家ネットワーク会員）
- 参加人数：32名
- 主催：NPO会計税務専門家ネットワーク

<NPO法人の消費税（社会福祉事業を中心に）>

- 日時：2015年3月23日（月）13時～16時
- 場所：ひろしまNPOセンター（広島市）
- 講師：岩永清滋（公認会計士、税理士、
NPO会計税務専門家ネットワーク理事）
- 参加人数：21名
- 主催：NPO会計税務専門家ネットワーク

◎福岡会場

<NPOとは～NPO法人と一般社団法人～>

- 日 時：2015年4月9日14時30分～17時
- 場 所：福岡市NPO0・ボランティア交流センターあすみん
- 講 師：脇坂誠也（税理士、NPO会計税務専門家ネットワーク理事長）
- 参加人数：25名
- 主 催：NPO会計税務支援福岡（NAS）

<NPOの会計～NPO法人会計基準～>

- 日 時：2015年6月3日14時30分～17時
- 会 場：福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん
- 講 師：上原優子（米国公認会計士、NPO会計税務専門家ネットワーク監事）
- 参加人数：18名
- 主 催：NPO会計税務支援福岡（NAS）

③【税理士会のNPO研修】

◎九州北部税理士会によるNPO法人制度研修

2014年7月26日、岩永理事が「福祉系NPOの会計と消費税」の講師を務め、馬場理事が「NPO法人の消費税」の講師を務めた。なお、当日の参加人数は230名であった。

◎関東信越税理士会栃木県支部連合会によるNPO法人実務研修

2014年9月3日、宇都宮市護国会館にて、海津理事がNPO法人実務研修会にて講師を務めた。なお、参加人数は130名であった。

◎関東信越税理士会新潟県支部連合会によるNPO法人実務研修

2014年11月7日、新潟市ユニゾンプラザにて、海津理事がNPO法人実務研修会にて講師を務めた。なお、参加人数は126名であった。

◎東北税理士会によるNPO法人研修

2014年12月10日、当会の脇坂理事長が「NPO法人の会計と税務について」の講師を務めた。

◎日本税理士会連合会によるNPO法人担当者研修

2015年1月20日、当会の脇坂理事長が「最近のNPO法人の会計制度、情報公開制度の動向について（NPO法人の会計税務の基礎知識）」の講師を務めた。
なお、当研修では、脇坂理事長の他、中田ちず子氏（税理士・公認会計士）と鶴尾雅隆氏（特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会代表理事）が講師として、税理士を対象に研修会が実施された。

④【集合研修支援事業】

◎研修情報・資料等の提供

過年度と同様に、メーリングリスト等にて、会計税務の専門家やNPO関係者に対して、全国各地の会計・税務・マネジメントなどの研修会やセミナー情報を発信し、より多くの専門家及びNPO関係者がNPO関連の会計・税務・マネジメントなどの知識や情報を習得できる機会を提供した。

なお、当会のNPO会計税務サポートサイトにて、テキストや参考資料等を無償で提供しているが、内容の一部が現時点の法令等に対応していないものもあるため、内容の見直し等を次年度も継続して行うこととする。

4) 政策提言事業

①【NPO法人会計基準によるNPO法人の透明性の向上】

NPO法人会計基準は、活動計算書の提出が過半数となるなど着実に普及、定着が進められているが、2010年7月の策定以来5年が経過し、会計基準のメンテナンスの可否を検討すべき時期に来ている。この課題に対応するためNPO法人会計基準委員会がマルチステークホルダーによる独立した委員会として発足し、2014年10月30日に第1回、2015年4月13日に第2回の委員会が開催され議論が始まった。委員会は、東京と関西の二つの部会を設置し、2016年春を目処として結論を目指すこととされている。

NPO法人会計基準協議会は、委員会を支える会計基準設定主体としての立場と、会計基準を普及するためにアドボカシーやロビー活動を行う運動体という二つの性格を持っているが、この双方が両立するのかどうかなどの議論が、NPO法改正による収支計算書容認の付則の削除に関する要請書提出の是非をめぐって行われた。2015年4月以降、こうした協議会の体制を検討するタスクチームを設置して議論を進めることとされている。

一方、協議会会員の多くを占める地域の中間支援センターからは、会計だけでなく、NPO法や税制などの多くの課題について、セクターを代表してアドボカシーやロビー活動を行う団体が必要との意見が出されている。この点については、民間NPO支援センター・将来を展望する会（略称、CEO会議）のワーキングチームで議論がなされており、首都圏の理事数名がCEO会議に参加して議論に加わっている。

②【その他の政策提言事業】

◎税制改正・NPO法改正関係

解散・総選挙の実施もあり、反対の要望書を提出した認定NPO法人のみなし寄付制度の廃止などを含む税制改正は見送られた。また、NPO法改正についても、改正案が国会に提出されるには至っていない。

税制改正・NPO法改正については、年間4回開催されるCEO会議に首都圏の理事数名が参加し、情報収集と意見交換を行った。

◎NPOバンクなど非営利金融関係

市民事業、社会的企業（ソーシャルビジネス）といわれる広義のNPOの活動は、太陽光などの再生可能エネルギー、生活困窮者自立支援、地域活性化など社会的課題の解決策として期待が広がっている。

これらの事業型NPOが事業を開始し運営するための資金調達には、資金提供者に対する説明責任や透明性の確保などの会計の役割だけでなく、営利企業向けにしか制定されていない金融商品取引法などの法制度の改正が求められている。NPOへの信用保証制度融資の適用開始などは、その一例である。

NPOバンクは、金銭配当を一切行わない市民からの出資（無配出資）による資金を、事業型NPOに融資する間接金融を行ってきたが、こうした市民の資金を市民事業や社会的企業に回して社会や地域の問題を解決しようとする動きは、ますます大きくなっている。特に、固定買取制度の採用により、太陽光パネルによる市民共同発電所などの運動団体から、より広い参加者を巻き込むために金銭配当付きの出資の直接募集（匿名組合契約などによる直接金融）の動きが広がってきた。

無配出資は金融商品取引法の適用除外であるのに対して、金銭配当付きの出資の募集は、原則として、第2種金融商品取引業者（2種金業者）としての登録や、2種金業

者への募集業務の委託が必要であり、小規模な出資募集では、それが困難であることから、その簡易化が課題とされた。この問題を検討する「ソーシャルビジネスの幅広い資金調達のため、出資型市民ファンドを作りやすい制度を考えるプロジェクトチーム（出資型市民ファンド制度PT）」が2014年秋に立ち上がり、金融庁などへの働きかけや協議が行われた。このPTには、当会会員数名が参加し、2015年4月には中間報告を取りまとめて、市民事業、社会的企業を実施している多くの団体からの意見を広く聞いて、今後の運動の方向を探ろうとしている。

3、法人活動・会員状況等

1) 総会

2014年9月7日（土）13時より横浜情報文化センター情文ホール（横浜市中区日本大通11番地）にて、通常総会を開催した。

①審議事項

◎理事・監事の選任と決議結果

理事・監事の任期満了に伴い、以下の役員の選任について提案し、満場一致で承認された。なお、選任された理事・監事の任期は2年間となる。

●理事

瀧谷 和隆（税理士・北海道）
成田 由加里（公認会計士・宮城）
深谷 豊（公認会計士・埼玉）
奥田 よし子（税理士・東京）
加藤 俊也（公認会計士・東京）
馬場 利明（税理士・東京）
水口 剛（高崎経済大学教授・東京）
矢崎 芽生（公認会計士・東京）
脇坂 誠也（税理士・東京）
板倉 幸子（税理士・神奈川）
鈴木 智子（公認会計士・神奈川）
海津 一義（税理士・新潟）
中山 雅人（税理士・石川）
中尾 さゆり（愛知）
橋本 俊也（税理士・愛知）
岩永 清滋（公認会計士・兵庫）
荻野 俊子（兵庫）
田村 ちひろ（税理士・広島）
白石 京子（税理士・福岡）

●監事

内野 恵美（公認会計士・東京）
上原 優子（USCPA・大分）

②報告事項

理事会で承認確定済みである下記の事項を報告し、参加者からは特に重要な質疑や指摘事項もなく報告を終えた。

- 2013年度事業・活動報告
- 2013年度決算報告及び監査報告書
- 2014年度事業・活動計画
- 2014年度活動予算
- 会費規定の改正

2) 理事会

①【2014年7月13日の理事会】

2014年7月13日(日) 10時～12時まで、文京シビックホール3階会議室2(東京都文京区春日1-16-21)にて、理事会を開催した。

◎審議事項

●第1号議案 理事・監事の選任案の決定

任期満了による理事・監事の選任につき、理事は継続を辞退された鈴木秀一さん以外の現任理事を全員重任し、監事は現任の上原優子さんの継続に加えて内野恵美さんを新任する選任案を総会に提案することとした。

(新役員の詳細については、上記「1)総会」の欄を参照)

●第2号議案 会費規定の改正

会費規定を以下のように改正する旨を決定した。なお、改正後の会費規定については、当ネットワークの以下のホームページに掲載している。

<http://www.npoatpro.org/potal/modules/tinyd0/index.php?id=24#3>

改正後	改正前
(変更なし)	第1条 年会費の金額は、5千円とする。
第2条 年会費は、毎年、その年度分を9月30日までに徴収する。 2 前項の徴収期限までに年会費が入金されない会員は、定款第8条の退会届の提出があったものとみなす。	第2条 年会費は、毎年、その年度分を9月30日までに徴収する。 (新 設)
(変更なし)	第3条 入会金は、これを徴収しない。変
(変更なし)	第4条 年度の中途の入会者についても、当該年度の1年分の会費を徴収する。
(削 除)	第5条 会費を2年間滞納した会員は、定款第8条の退会届の提出があったものとみなす。
第5条 前条の規定は、理事会がやむを得ない事情があると認めた場合は、これを適用しない。	第6条 前条の規定は、理事会がやむを得ない事情があると認めた場合は、これを適用しない。
第6条 この規程の改廃は、理事会の決定によらなければならない。	第7条 この規程の改廃は、理事会の決定によらなければならない。
(変更なし)	付則1 設立第1期の年会費は、徴収しないものとする。

◎協議事項

●決算・事業報告、予算・事業計画についての検討

2013年度決算・事業報告案、2014年度予算・事業計画案について意見交換をした。

●給与規定の制定について

昨年度、東京都に認定NPO法人としての事業報告書を提出した後、給与規定の提出も求められたが、当会においては、これまでも職員を雇用したこともなければ今後も職員を雇用することを想定していない等の理由から給与規定の提出は不要と判断していた。

今回の理事会で、再度協議・検討したが、「現時点においては、給与規定の制定は不要」との結論に至った。

●全国での研修会の実施について

「ハンドブックの内容を広めることで、専門家の専門性の向上を目指す」とことと「研修会を通して、会員をはじめとする専門家の相互交流を図り、会員のニーズを汲み取る場とする」ことを主な目的として、今後、全国数ヶ所で研修会を実施することとした。

なお、当研修を受講した会員の登録、当会のホームページで公開、そしてNPOと専門家のマッチングについて、引き続き検討することとした。

●事務局業務の外注化について

中間支援組織や会計事務所や民間業者も含めて事務局業務の外注化も検討し、最終的に、株式会社ソノリテに事務局業務の一部を外部委託することとした。

なお、ソノリテから提示された見積書についても審議し、その内容も了承されたが、詳細は業務内容や価格や引き継ぎのスケジュール等については、後日、理事長、専務理事及び事務局長等で打合せすることとした。

②【役員選任提案・決算・予算などの承認】

理事会決議事項である下記の事項につて、定款第20条第2項の規定に基づき、電子メールによる議決をし、2014年7月31日に全て賛成多数で可決された。

- 理事及び監事の選任提案の件
- 2013年度事業・活動報告承認の件
- 2013年度会計報告承認の件
- 2014年度事業・活動計画承認の件
- 2014年度活動予算承認の件

③【理事長の互選】

総会終了後（2014年9月7日）、理事の互選により脇坂誠也氏が理事長に選任された。

また、白石理事が専務理事に選任され、瀧谷理事が事務局長に再任された。

④【2015年6月21日、22日の理事会】

2015年6月21日14時30分～18時と翌日22日10時～12時まで、ホテルニューさがみ（熱海）にて、役員14名が参加し、以下の議題について議論した。

- 最近のNPOの動きに関する情報共有
- 2020年に向けた中期計画の策定
- 来年度の事業計画（行動計画）の策定

3) 会員の状況

2015年6月30日現在の会員数（団体登録会員、メーリングリスト非登録者、非公開会員、顧問等を含む）は、468名であった。

また、会員数の詳細は下記のとおりである。

①【都道府県別会員数】

都道府県	会員数	都道府県	会員数	都道府県	会員数
北海道	12	富山	2	岡山	4
青森	2	石川	5	広島	6
岩手	4	山梨	3	山口	8
宮城	20	長野	10	香川	1
秋田	2	岐阜	6	愛媛	5
山形	6	静岡	4	高知	1
福島	6	愛知	20	福岡	26
茨城	11	三重	3	佐賀	8
栃木	5	滋賀	5	長崎	6
群馬	4	京都	13	熊本	8
埼玉	23	大阪	27	大分	1
千葉	11	兵庫	15	宮崎	3
東京	111	奈良	3	鹿児島	2
神奈川	41	和歌山	3	沖縄	1
新潟	9	鳥取	2	合計	468

②【属性（一部推定）】

属 性	会員数	割 合
公認会計士（会計士補、税理士登録者含む）	68	14.5%
税理士	325	69.5%
中間支援組織・NPO関係者	17	3.6%
その他（その他の有資格者、経理実務者、不明）	58	12.4%
合 計	468	100.0%

③【公開・非公開（氏名をホームページ上で公開することを了承しているか否か）】

公開・非公開	会員数	割 合
公 開	411	87.8%
非公開	57	12.2%
合 計	468	100.0%

④【男女比（一部推定）】

性 別	会員数	割 合
男性	312	66.7%
女性	145	30.9%
団体登録・不明	11	2.4%
合 計	468	100.0%

Ⅱ. 2014年度決算報告

活動計算書

2014年7月1から2015年6月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費		2,315,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		125,050
3. 事業収益		
シンポジウム参加料収益	26,000	
出版事業収益	505,440	
研修事業収益	599,500	1,130,940
4. その他収益		
受取利息	334	
雑収益	2,400	2,734
経常収益計		3,573,724
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	74,469	
広報活動費	221,455	
ホームページ整備費	197,232	
諸謝金	142,507	
資料費	354,543	
研修費	12,000	
印刷製本費	243,178	
会議費	1,300	
旅費交通費	541,020	
通信運搬費	26,453	
消耗品費	54,756	
賃借料	62,816	
減価償却費	347,550	
諸会費	38,000	
支払利息	17,740	
雑費	76,068	
その他経費計	2,411,087	
事業費計		2,411,087
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	917,433	
印刷製本費	187,597	
会議費	65,400	
旅費交通費	615,128	
通信運搬費	41,403	
消耗品費	540	
賃借料	1,800	
諸会費	50,000	
支払手数料	21,600	
雑費	9,699	
その他経費計	1,910,600	
管理費計		1,910,600
経常費用計		4,321,687
当期正味財産増減額		△ 747,963
前期繰越正味財産額		2,850,661
次期繰越正味財産額		2,102,698

貸借対照表
2015年6月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,749,501		
貯蔵品	523,897		
前払金	26,244		
流動資産合計		2,299,642	
2. 固定資産			
(1) 無形固定資産			
ソフトウェア	608,213		
無形固定資産計	608,213		
(2) 投資その他の資産			
出資金	150,000		
投資その他の資産計	150,000		
固定資産合計		758,213	
資産合計			3,057,855
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	211,170		
前受金	50,000		
預り金	11,000		
流動負債合計		272,170	
2. 固定負債			
長期借入金	682,987		
固定負債合計		682,987	
負債合計			955,157
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,850,661	
当期正味財産増減額		△ 747,963	
正味財産合計			2,102,698
負債及び正味財産合計			3,057,855

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産は、定額法で償却をしています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科目	普及啓発事業	シンポジウム 開催事業	出版事業	研修事業	政策提言事 業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益								
1. 受取会費							2,315,000	2,315,000
2. 受取寄付金	113,000					113,000	12,050	125,050
3. 事業収益		26,000	505,440	599,500		1,130,940		1,130,940
4. その他収益							2,734	2,734
経常収益計	113,000	26,000	505,440	599,500	0	1,243,940	2,329,784	3,573,724
II 経常費用								
(1) 人件費								
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費								
業務委託費		67,989		6,480		74,469	917,433	991,902
広報活動費	50,000			171,455		221,455		221,455
ホームページ整備費	197,232					197,232		197,232
諸謝金		66,822		75,685		142,507		142,507
資料費	239,984			114,559		354,543		354,543
研修費	12,000					12,000		12,000
印刷製本費	74,499	79,813		88,866		243,178	187,597	430,775
会議費			1,300			1,300	65,400	66,700
旅費交通費		118,560	188,740	233,720		541,020	615,128	1,156,148
通信運搬費	410	22,999		3,044		26,453	41,403	67,856
消耗品費	54,000	756				54,756	540	55,296
賃借料		9,936		52,880		62,816	1,800	64,616
減価償却費	347,550					347,550		347,550
諸会費	30,000				8,000	38,000	50,000	88,000
支払手数料						0	21,600	21,600
支払利息	17,740					17,740		17,740
雑費	1,911	70,433		3,724		76,068	9,699	85,767
その他経費計	1,025,326	437,308	190,040	750,413	8,000	2,411,087	1,910,600	4,321,687
経常費用計	1,025,326	437,308	190,040	750,413	8,000	2,411,087	1,910,600	4,321,687
当期経常増減額	△ 912,326	△ 411,308	315,400	△ 150,913	△ 8,000	△ 1,167,147	419,184	△ 747,963

3. 用途等が制約された寄付等の内訳

用途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は2,102,698円ですが、そのうち605,861円は「認定NPO法人への道」サイト開発のために使用される財産です。したがって、用途の制約されていない正味財産は1,496,837円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
「認定NPO法人への道」サイト開発のための受取寄付金	858,151	113,000	365,290	605,861	前期に、インターネット上の「認定NPO法人への道」サイトの開発費用を賄うために、広く寄付金を募り、前期末で未使用額が858,151円ありました。当期には、113,000円の寄付金の入金がある一方で、365,290円を当該事業に充当したことで、今期末現在で605,861円が未使用額となっています。また、当該事業費は上記「2. 事業別損益の状況」の普及啓発事業に含まれています。
合計	858,151	113,000	365,290	605,861	

4. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
無形固定資産						
ソフトウェア	1,737,750	0	0	1,737,750	△ 1,129,537	608,213
投資その他の資産						
出資金	150,000	0	0	150,000	0	150,000
合計	1,887,750	0	0	1,887,750	△ 1,129,537	758,213

5. 借入金の増減内訳

借入金の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	1,062,747	0	379,760	682,987

財産目録
2015年6月30日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
東京担当者手持現金	0	
札幌担当者手持現金	0	
中央労働金庫本店 1 口座	11,562	
ゆうちょ銀行普通口座 1 口座	502,623	
ゆうちょ銀行振替口座 1 口座	1,235,316	
貯蔵品		
メーリングリスト冊子434冊分	394,297	
法人パンフレット2,000部	129,600	
前払金		
次年度総会会場費	26,244	
流動資産合計		2,299,642
2. 固定資産		
(1) 無形固定資産		
ソフトウェア		
ホームページ開発費	608,213	
無形固定資産計	608,213	
(2) 投資その他の資産		
出資金		
東京CPB出資金	150,000	
投資その他の資産計	150,000	
固定資産合計		758,213
資産合計		3,057,855
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
パンフレット印刷費	129,600	
事務委託費	61,570	
研修会講師料	20,000	
前受金		
次年度分受取会費10名分	50,000	
預り金		
他団体諸経費預り分	11,000	
流動負債合計		272,170
2. 固定負債		
長期借入金		
特定非営利金融法人 東京CPB	682,987	
固定負債合計		682,987
負債合計		955,157
正味財産		2,102,698

Ⅲ. 監査報告書

監査報告書

認定特定非営利活動法人
NPO会計税務専門家ネットワーク
理事長 脇坂 誠也 様

2015年7月27日

認定特定非営利活動法人
NPO会計税務専門家ネットワーク
監事 上原 優子

監事 内野 恵美

私は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、認定特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク（国税庁の認定取得日：2011年12月16日、東京都の認定取得日：2012年12月5日）の2014年度（2014年7月1日から2015年6月30日まで）の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、重要な会議の議事録その他の重要資料を閲覧するほか、理事から事業の報告を聴取し、また財産の状況については証拠書類の閲覧、照合、質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

監査の結果、法人の業務の執行に関しては法令及び定款に違反する重大な事実はなく、2014年度の認定特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワークの財産の状況は、NPO法人会計基準に準拠して、財務諸表等に適正に表示されているものと認められました。

以上のとおり報告致します。

IV. 2015年度事業・活動計画

1、第13期（2015年7月1日から2016年6月30日）の事業・活動方針及び計画に関する基本的考え方

私たちNPO会計税務専門家ネットワークは、2003年8月31日に設立し、「会計と税務の支援を通してNPOの健全な発展に寄与すること」を目的にして活動してきました。

この12年間、NPO法人会計基準の策定・普及や、認定NPO法人制度の改正を受けて、自身が認定NPO法人になり、その経験を書籍化し、また、メーリングリストでの10年間の議論をまとめて、冊子を作り、その冊子を基にして、「NPO法人実務ハンドブック」を刊行いたしました。また、業務チェックリスト、サポートサイトやQ&Aサイトの運営等も行ってきました。

一方で、この12年間で、私たちが支援の対象としてきたNPOは大きな変貌を遂げてきています。一般社団法人、一般財団法人というNPO法人に近い新たな法人格の登場、社会的企業という枠で括られる、法人格を問わず、社会的な課題を前面に出して活動する団体の隆盛、クラウドファンディングや、現物寄付、ふるさと納税など、新しい寄付の形態の登場などがあります。

そして、2015年度は、さらにNPOには大きな動きが起きそうです。休眠預金法案の成立の可能性が強く、ソーシャルインパクトボンドなど、社会的投資という、新たな出資形態の登場、遺贈寄付も大きく動く可能性があります。

このような新しい流れの中で、会計税務という専門知識をもった専門家集団である私たちは、どのように貢献できるのか、ということが問われています。

今年度は、以下のような方針を考えています。

① 会員メーリングリストの活性化

私たちの活動の生命線は、会員メーリングリストです。この会員メーリングリストが活性化し、様々な実務上の問題が議論され、情報が共有化されることが、何よりも大切ですので、この会員メーリングリストの活性化に、今年度も努めていきたいと思えます。

② 他の団体とのネットワークを広げる

私たちは、会計・税務の専門家の集団ですが、私たち以外にも、NPOを支援する専門家の集団が新しく誕生してきています。他の団体とのネットワークを広げて、お互いに協力し合えることは協力し、補えるところは補って、新しい流れに対応していきたいと考えています。

③ NPO法人会計基準の普及・メンテナンス

NPO法人会計基準は、策定の時から代表団体として関わり、現在は、普及・メンテナンスの時期に入っています。民間主導で会計基準を作るという、策定時の精神を忘れずに、他の団体とも協力しながら、NPO法人会計基準が、民間非営利セクターで大きな役割を果たすよう、努力したいと考えています。

④ 支援対象の明確化

私たちの支援対象は、いままで特定非営利活動法人（NPO法人）でしたが、新しい流れの中で、支援対象をどう考えていくのか、ということについても考えていきたいと考えています。

また、会員管理、入会手続きのシステムを変更し、会員の方の入会やお知らせなどをよりスムーズに行うようにしたいと考えています。

2、第13期（2015年7月1日から2016年6月30日）の事業・活動方針及び事業・活動計画

事業名	事業・活動計画
1) 普及啓発事業	<p>【NPO法人会計基準協議会との協働事業】 NPO法人会計基準協議会と協力し、NPO法人会計基準の改訂及び普及のための提言や提案を行っていく。また、NPO法人会計基準協議会の事務局を担当する。</p> <p>【シンポジウム開催事業】 2015年9月5日、別府にて「遺贈寄付の可能性と専門家に期待される役割」と題したシンポジウムを開催する。</p> <p>【WEBサイトの運営事業と電話相談事業】 「NPO会計税務サポートサイト」や「認定NPO法人への道」などのWEBサイトの運営を行っていく。また、北海道NPOサポートセンターの協力を得て、NPO会計担当者からの無料の電話相談にも継続して実施する。</p>
2) 出版事業	<p>【出版物の普及】 業務チェックリストを改訂する。 決算書の見方を説明する冊子を作成する。</p> <p>【会員メーリングリストの内容の電子データ化】 会員メーリングリストの内容を毎年電子データにしていく。</p>
3) 研修事業	<p>【専門家向けの研修】 専門家向けにNPO法人や他の非営利団体の会計や税務に関する研修会を実施する。</p> <p>【NPO向けの研修】 他の団体と協力し、NPO向けの研修会や相談会に講師や相談会を派遣する。</p>
4) 政策提言事業	<p>【法制度等の政策提言】 NPOの制度、会計、収益事業や寄付控除に関する税制、NPOバンク等の市民金融や市民事業の育成に関する法制度などの制定・改定について、NPO法人会計基準協議会や全国NPOバンク連絡会などの団体と協働として、政策提言活動を行う。</p> <p>【税制改正要望】 税理士会にNPO関係の税制改正要望を提案する。</p>
5) その他	<p>【会員管理システムの変更】 会員管理、入会手続きで使用しているシステムを変更する。</p>

V. 2015年度活動予算

活動予算書

2015年7月1日から2016年6月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費		2,500,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		900,000
3. 事業収益		
シンポジウム参加料収益	20,000	
研修事業収益	100,000	120,000
4. その他収益		
受取利息	100	
雑収益	900	1,000
経常収益計		3,521,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	150,000	
広報活動費	50,000	
ホームページ整備費	250,000	
諸謝金	160,000	
資料費	200,000	
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	200,000	
消耗品費	0	
賃借料	60,000	
減価償却費	347,550	
諸会費	38,000	
支払利息	18,000	
雑費	12,000	
その他経費計	1,785,550	
事業費計		1,785,550
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
業務委託費	1,000,000	
印刷製本費	100,000	
会議費	50,000	
旅費交通費	50,000	
通信運搬費	50,000	
消耗品費	1,000	
賃借料	300,000	
減価償却費	100,000	
諸会費	50,000	
支払手数料	21,600	
雑費	12,850	
その他経費計	1,735,450	
管理費計		1,735,450
経常費用計		3,521,000
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		2,102,698
次期繰越正味財産額		2,102,698

活動予算書の注記

1. 事業費の内訳

(単位:円)

科目	普及啓発事業	シンポジウム開催事業	出版事業	研修事業	政策提言事業	合計
(1) 人件費						
人件費計	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費						
業務委託費	50,000	100,000				150,000
広報活動費	50,000					50,000
ホームページ整備費	250,000					250,000
諸謝金		60,000		100,000		160,000
資料費			200,000			200,000
旅費交通費		200,000		100,000		300,000
通信運搬費	100,000	100,000				200,000
賃借料		60,000				60,000
減価償却費	347,550					347,550
諸会費	30,000				8,000	38,000
支払利息	18,000					18,000
雑費	12,000					12,000
その他経費計	857,550	520,000	200,000	200,000	8,000	1,785,550
合計	857,550	520,000	200,000	200,000	8,000	1,785,550

2. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
無形固定資産						
ソフトウェア	1,737,750	0	0	1,737,750	△ 1,477,087	260,663
投資その他の資産						
出資金	150,000	0	0	150,000	0	150,000
合計	1,887,750	0	0	1,887,750	△ 1,477,087	410,663

3. 借入金の内訳

借入金の内訳は以下の通りです。

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	682,987	0	387,329	295,658